随意契約理由書

件　　名	海岸線非常停止装置分解整備
契約の相手方	大同信号株式会社　大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項 第２号に該当

随意契約の理由

本業務の対象機器である列車非常停止装置は、駅構内での非常事態（ホーム転落等）の際、運転指令員、駅係員及びホーム乗客によって列車を緊急停止させる装置であり、また非常事態の発生を運転指令所、駅係員及び乗客に知らせる等の重要な役割を持っている。

非常事態発生時の安全確保に必要不可欠な装置であり、不具合が発生すると列車が緊急停止しない等重大な事故となるため、常に良好な状態を維持しなければならない。

そのため鉄道営業法に基づく整備要領を定めて、取り扱い及び点検保守を実施している。

本業務は装置の部品交換及び点検を行うものである。列車非常停止装置は上記業者にて開発設計・製作された装置であり、点検はメーカー独自に定めた基準・規格による判定が必要となる。

本業務を施工することは交換部品の製作を含め他のメーカーでは技術的に不可能である。

以上により上記業者と随意契約を行う。

担当部署（問合せ先）	交通局高速鉄道部電気システム課　　（電話番号　７９１－６５８４）